

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会教育長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年12月9日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関名 総務企画部総務課	監査実施年月日 令和2年6月24日
○監査の結果 誤払いとなった県立高等学校講師に係る退職手当の一部について、歳計外現金に受け入れたまま改めて支給手続を行わず、1年以上正当な債権者への支払いを行わなかったことは適切でない。	
○措置状況 令和2年6月4日に債権者へ支払いを行った。 他課の事例や前例は、あくまで参考とし、財務規則や法令等の根拠を確認し、一連の流れを理解して事務処理を行うよう改めた。 また、歳計外現金等の整理表について、毎月グループでチェックを行い、未払金や未収金がないかの確認を行っており、再発防止に努めている。	
監査対象機関名 総務企画部財務課	監査実施年月日 令和2年6月26日
○監査の結果 高等学校等就学支援金の受給資格認定事務において、申請者の個人番号等の個人情報記載された書類を紛失したことは適切ではない。	
○措置状況 紛失の原因となった職員間の受け渡しの確認を確実にするため、職員間の受け渡しについても記録を残すこととした。 また、令和2年度から、個人番号が記載された書類を各学校が保管し、学校と財務課は外部ネットワークと完全に遮断された環境で、データのみを取り扱うこととすることで、個人番号の紛失や漏洩の防止を図っている。	